

## 令和2年度射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議議事録

日 時 令和2年10月29日(木)

13:30~14:15

場 所 射水市役所本庁舎302・303会議室

### 1 開会

### 2 議題

(1) 令和元年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

資料1

(2) 令和2年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

資料2

#### 《質疑応答》

委員： 射水市は何件の虐待の通報を受けているか。

事務局： 障がい者に関する虐待は、資料1の(1)に記載のとおり令和元年度は1件である。平成25年度は2件、26年度3件、27年度2件、その後28から30年度は0件となっている。

会長： 件数は少ない。今年度はどうか。

事務局： 令和2年度は事例で紹介した本人からの相談1件、警察からの通報1件の合計2件である。市や地域活動支援センターへの相談もあまりない。

会長： ニュースではコロナの関係で虐待が増えるということであったが、射水市では少ないようである。

委員： 虐待に当たらない相談を件数として計上するのはどうか。

事務局： 虐待の件数であるが、市としては通報だけではなく、本人からの虐待の相談も含めてカウントすることになっている。

会長： 資料の内容を詳細に記載してもらいたい。

委員： 警察から通報する場合は、障がい者虐待にあたる、暴行にあたるということと本人に嚴重注意をしている。子どもであれば、児童虐待についても嚴重注意をし、虐待を行った場合は市に通報することを伝えている。今後このような行為は絶対しないようにという注意は必ず行っている。

委員： 市民後見人について、後見の研修を終えた人は登録されるのか。

事務局： 後見人の基礎研修、実践研修を修了した方は、本人の意向を聞いて後見人バンクに登録される。射水市では13人が登録されている。

委員： その方の名前は教えてもらえるか。

事務局： 委員の氏名は公表されていない。高岡市の社会福祉協議会にある呉西地区成年後見センターで事業を行っているが、その方を全員紹介するというよりは、その方の性別や地区によってマッチングし調整するという方法をとっている。

委員： 1つ事例を申し上げて質問したい。就労事業所に通所している方で、言葉のパワハラを受けて通所が嫌になり、ケアマネに相談して別の事業所へ行くようになったという相談を受けた。各事業所内でのトラブル等の件数を市が報告を求めるシステムや流れはあるか。

事務局： それぞれの事業所から報告を受けることはないが、地域活動支援センターな

ど相談支援事業所からの報告は受けている。事業所を変更したいという相談を受けた場合は内容を確認し調整を行っている。

基本的に就労支援事業所を利用する場合も必ず相談支援員がつく形になっている。事業所が変わる場合も、介護保険というケアマネにあたる相談支援事業所が、必ず調整に入らなければならない。そこで把握したものは相談支援部会にあげられる。事業所からあがらなくても相談支援事業所からはあがる。

委員： 各事業所ではご意見箱を設置し、定期的に利用者の意見を把握している。今朝のニュースでもあったように、施設で障がい者が手足を縛られて亡くなるケースもある。事業所として虐待とは思わずに何気なく行っている言動の中には、虐待にあたるものがあるかもしれない。声を出せない部分もあるので、市役所や相談支援事業所に相談してもらい対応していくことになると思う。

委員： 相談支援事業を行っている。個別支援計画やサービス等利用計画を立てるときに、担当者が調整に入っている。多くは言葉の暴力、馬鹿にされたというもので、仕事に行かなかったことで叱られたというのは日常茶飯事である。相談員は調整したり、本人の話を聞いて励ましたり、レスパイトとして少し休ませたりとろんなことをしながらやっている。通報、相談があったからではなく、予備軍をどう捉えるかという問題もある。警察から通報があれば、よくないことだということは必ず話をしなければならない。具体的には様子を見ながら支え合いをしていくことが、虐待の取組の大事なことになってくる。

障がい者虐待で一番多いのは施設従事者ではないかと言われている。職員が理解していないということではないかという話もあったが、施設内では相当の研修を行っている。例えば、つなぎの服を着せているが、おむつを触って食べてしまうケースもある。やむを得ないときに、緊急性、代替性、一時性というのを意識しながら対応しており、こういう場合に虐待に当たるかもしれないというのは個別支援計画にも記載し、保護者にも同意をもらった上でやっている。現場の処遇として、日々起こりうることであり、職員には意識をさせるようにしている。しかし、全国的には残念なケースが起こっている。

会長： 施設には日々そのようなりスクがある。クレームなのか、パワハラなのか判断が難しい面もある。私も呉東地区の第三者委員会の委員をしているが、事例としてクレームやパワハラ等の報告があるが、身体拘束についても各種のマニュアルに基づき対応しておられる。利用者の立場で言うと、言うのは自由なので好きなことをいう面もあるが、言われることは氷山の一角でその奥に深いものがあるかもしれず、アンテナは張っておかなければならないということを感じた。